

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下、第 1 部) の規定による。) 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 15 15.2 15.101 箇条 22 22.101 22.102 22.103	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等 15.2 機器は、通常の使用状態における液体のこぼれが、機器の電気絶縁に影響を及ぼさないような構造でなければならない。 15.101 機器は、発泡が電気絶縁に影響を与えない構造でなければならない。 箇条 22 構造 22.101 機器は、通常の使用状態で想定する水圧に耐えなければならない。 22.102 機器は、電熱素子又は電熱素子を支持する部品の変形によって、機器の内部の可燃材料と電熱素子とが接触しないような構造でなければならない。 22.103 機器は、乾燥時間中に電熱素子に接触する食器類等によって、発火の危険が生じないような構造でなければ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ばならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 20.102	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.102 ドア及び蓋は、機器がドア又は蓋が閉じているときにだけ動かすことができるように、インタロックしなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.1 7.10 7.12 7.12.1	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 自動水位制御装置をもたない機器は、最大許容水位を表示しなければならない。 7.10 OFF 位置を文字だけで示す場合は、“OFF” 又は“切”の語句を用いなければならない。 7.12 取扱説明書には、次の内容を記載しなければならない。 － 洗うことが可能な標準の組食器の最大数。 － つまずく危険があるため、扉は開けた位置のままにしない。 － 食器洗い機への食器の入れ方。 7.12.1 底部分に通気口がある食器洗い機の取扱説明書に	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					は、通気口をカーペットで塞いではならぬ旨を記載しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.16  箇条 23 23.3  箇条 25 25.14  箇条 31	箇条 22 構造  22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じてはならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 23 内部配線  23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 25 電源接続及び外部可とうコード  25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 31 耐腐食性（第 1 部の規定による。）  腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1  6.2	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。  箇条 6 分類  6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス 0I、クラス I、クラス II のいずれかでなければならない。  6.2 水切り板の上に置くように設計された機器は、IPX1 以上でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.101	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 23 内部配線 23.101 水道管に接続するための外付けホースに組み込まれた電磁弁及び類似の構成部品の電源用の内部配線は、絶縁体及びシースが規定のコードと同等以上でなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8  箇条 22  箇条 25 25.22  箇条 26	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造（第 1 部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 26 外部導体用端子（第 1 部の規定による。） 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				13.2	13.2 据置形クラス I 機器は、漏えい電流が規定の値を超えてはならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15  15.2	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等 15.2 機器は、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。 また、目視検査の結果、絶縁上に、沿面距離又は空間距離が規定の値未満への減少につながるおそれのある水の痕跡があってはならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11  箇条 19  箇条 30 30.2	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する、又は短時間だけ保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		置が講じられるものとする。				
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当  □非該当	箇条 20  20.101	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次 による。  箇条 20 安定性及び機械的危険  20.101 機器は、規定の試験後、傾斜してはならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部か らの機械的作用によって生じる危険源によ って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷 を与えるおそれがないように、必要な強度 を持つ設計その他の措置が講じられるもの とする。	■該当  □非該当	箇条 20  20.2          箇条 21          箇条 22  22.11          箇条 23  23.3	箇条 20 安定性及び機械的危険  20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分 な機械的強度をもっていなければならない。（第 1 部の 規定による。）  箇条 21 機械的強度（第 1 部の規定による。）  機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予 想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければなら ない。  箇条 22 構造  22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のた めの着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応 力に耐えなければならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 23 内部配線  23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 25 25.22	に過大な応力が加わってはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外した場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19  箇条 22 22.22  22.23  22.41  箇条 32	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第 1 部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。） 機器は、有害な放射線を発生してはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	害の防止					
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7  19.9  箇条 22 22.40  22.49  22.50  22.51	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）  19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第 1 部の規定による。）  22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第 1 部の規定による。）  22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第 1 部の規定による。）  22.51 機器上には、機器が遠隔操作に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第 1 部の規	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 30 30.2.3	定による。) 箇条 30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 24.101	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 食器洗い機に組み込む温度過昇防止装置は、非自己復帰形でなければならない。	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、	■該当 □非該当	箇条 10  箇条 19	箇条 10 入力及び電流 (第 1 部の規定による。) 機器に定格入力 (定格電流) が表示されている場合、通常動作温度における入力 (電流) は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。)	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条 25 25.8	故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11  19.11.4  箇条 29	箇条 19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。） 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.14	箇条 7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.14 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第二十条 条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-5 部：電気食器洗い機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。）機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。  (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—